

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、鯖江・丹生消防組合が所有する車両の安全な運行ならびに適正な管理について、必要な事項を定め交通事故の撲滅を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程の用語の定義は、次の各号の定めによる。

(1) 公用車とは、鯖江・丹生消防組合が所有し、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。

(2) 緊急自動車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する自動車をいう。

(運転者の心構え)

第3条 職員および団員は、公用車の運行に当たっては、常に人命尊重を旨とし、交通法規ならびにこの規程を遵守して安全運転に努めなければならない。

2 緊急自動車といえども運行に当たっては、消防車両等の優先通行権におごることなく、安全運転に努めなければならない。

第2章 安全運転管理組織等

(令7消本訓令4・改称)

(安全運転管理者等および事務局)

第4条 署所に道路交通法第74条の3第1項の規定により安全運転管理者をおく。また、道路交通法第74条の3第4項の規定により副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)をおく。

2 副安全管理者は安全運転管理者を補佐し、安全運転業務運営の円滑を図る。

3 安全運転管理者は消防署長および所属長、副安全運転管理者は副署長をあて、事務局を署庶務課におく。

4 大型車両(車両総重量8トン以上)を、5台以上管理する署所に整備管理者をおく。

5 署所に、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条の規定により、整備管理者をおく。

6 所属公用車に車両責任者をおくものとし、別表1のとおり定める。

(令7消本訓令4・一部改正)

(安全運転管理者等の選任および解任)

第5条 安全運転管理者等を選任したときは、15日以内に公安委員会に届け出るものとする。これを解任したときも、同様とする。

2 安全運転管理者等が次の各号に該当する場合には、解任するものとする。

(1) 異動や退職、その他の理由で安全運転管理業務が遂行できなくなつたとき。

(2) 安全運転管理者または副安全運転管理者として、ふさわしくない行為等があつたとき。

(安全運転管理者等の任務)

第6条 安全運転管理者等は、安全運行や装備係が事務分掌している以外の車両管理等に関する業務を職務とする。

2 安全運転管理者等は、車両を運転する職員および団員に対して交通事故防止上必要な指示や指導を行うものとする。

(令7消本訓令4・一部改正)

(整備管理者の任務)

第7条 整備管理者は、自動車の点検および整備に関する法令を遵守し、その業務を職務とする。

(令7消本訓令4・追加)

(車両責任者の任務)

第8条 車両責任者は、常に担当車両の管理状況を把握し、その業務を職務とする。

(令7消本訓令4・旧第7条線下・一部改正)

第3章 運転管理等

(安全運転の確保)

第9条 安全運転を確保するために、安全運転管理者等は次のような措置をとるものとする。

(1) 無免許運転および無資格運転の禁止

(2) 過労運転等の禁止

(3) 速度違反運転の禁止

(4) その他交通法規に違反する運転の禁止

2 安全運転管理者等は、交通法規に違反する運転の強要や助長または容認をしてはならない。

(令7消本訓令4・旧第8条線下・一部改正)

(運転日報等)

第10条 安全運転管理者等は、各所属において運転日報(消防団にあつては、自主点検簿)を備え付けて車両ごとに走行距離および異常の有無等を記録させ、車両の状況を把握しなければならない。

(令7消本訓令4・旧第9条線下・一部改正)

(始業点検等)

第11条 安全運転管理者等は、毎朝引継ぎ点検時に、車両の始業点検を実施させなければならない。

2 安全運転管理者等または当務責任者は、朝礼や引継ぎ点検時に職員の健康状態の観察を行うとともに、気象状況による安全運行上の諸注意を与えること。

(令7消本訓令4・旧第10条線下・一部改正)

(運転教育の実施)

第12条 安全運転管理者等は、運転者に対し安全運転に関する指導や教育を行い、運転者の安全意識を高めるよう努めなければならない。

(令7消本訓令4・旧第11条線下・一部改正)

(応急用具の備え付け)

第13条 車両には次に掲げる救急用具を備え付け、かつ、運転者がその使用方法を熟知するよう指導しなければならない。

(1) 赤色旗、発煙筒等の踏切における非常信号用具

(2) 停止表示器材

(令7消本訓令4・旧第12条線下・一部改正)

第4章 車両管理等

(車両の業務外使用の禁止)

第14条 消防組合の所有する車両を、業務以外の目的に使用してはならない。

2 やむを得ず業務以外で使用する場合には、事前に所属長の許可を得るものとする。

(令7消本訓令4・旧第13条線下)

(車両の台帳管理の把握)

第15条 安全運転管理者等は、整備管理者を通じて次の状況の把握に努めるものとする。

(1) 車両整備台帳の管理状況

(2) 車検等法定点検の有効期間

(3) 自動車保険の付保状況

(令7消本訓令4・旧第14条線下・一部改正)

(鍵の保管)

第16条 車両の鍵の保管は、次により管理するものとする。

(1) 本部所管車両の鍵は、所属課の責任において、保管するものとする。

(2) 署ならびに分署および分遣所(以下「署所」という。)所管車両の鍵のうち、車庫内に収納されている車両の鍵については、当務責任者において、管理するものとする。

(3) 前号以外の署所の所管の車両の鍵については、それぞれの所属課(署所)の責任において、保管するものとする。

(4) 消防団車庫の車両の鍵については、所属分団長の責任において、保管するものとする。

(平30消本訓令5・一部改正、令7消本訓令4・旧第15条線下)

第5章 事故処理

(事故発生時の措置)

第17条 安全運転管理者等および当務責任者は、運転者等から交通事故発生^の報告を受けた場合、運転者等に適切な処置を取るよう指示しなければならない。

2 前項の報告を受けた安全運転管理者等は、消防長に事故の概要を報告するものとする。

(令7消本訓令4・旧第16条線下・一部改正)

(事故の処理)

第18条 安全運転管理者等は、事故を起こした運転者に交通事故報告書(様式第1号)を提出させるとともに、本部総務課を通じて保険会社に事故発生状況等の必要な事項を通知するものとする。

(令7消本訓令4・旧第17条線下・一部改正)

(事故損害等の負担)

第19条 消防組合の所有する車両によつて、業務遂行中に生じた事故については、運転者の故意または重大な過失等に基づく場合を除いて、原則として消防組合がその損害を負担するものとする。

2 業務以外で起こした事故で、消防組合が損害を受けた場合は、消防組合は運転者に対して消防組合の受けた損害賠償を請求することができる。

(令7消本訓令4・旧第18条線下)

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成30年消防本部訓令第5号)

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和7年消防本部訓令第4号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

(令7消本訓令4・全改)

安全運転管理組織編成表

安全運転管理者等	所属		車両	車両責任者		
安全運転管理者 消防署長 副安全運転管理者 副署長	消防本部	総務課	鯖江広報4			
			鯖江広報5			
			鯖江防災広報1			
			ノア			
		予防課	鯖江広報1			
		警防課	鯖江指揮2			
		情報管制課				
	消防署	庶務課	鯖江広報3			
			鯖江支援2			
		防火指導課	消防第一課 消防第二課	鯖江広報2		
				鯖江1		
				鯖江2		
				鯖江3		
				鯖江化学1		
				鯖江救助1		
				鯖江梯子1		
				鯖江水槽1		
				鯖江救急1		
				鯖江救急2		
				鯖江救急3		
鯖江指揮1						
鯖江搬送1						
鯖江支援1						
鯖江特装1						
救急普及啓発車						
ホイールローダー						
安全運転管理者 所属長	丹生分署	丹生1				
		丹生救急1				
		丹生2				
		丹生搬送1				
		(越前団積載2)				
		(災害活動車)				
	北中山分遣所	北中山1				
		北中山救急1				
		北中山2				
		(鯖江団積載1)				
	朝日分遣所	朝日1				
		朝日救急1				
		朝日2				
		(朝日1分団車)				
安全運転管理者	越前分遣所	越前1				

所属長			越前救急1		
			越前2		
			原付バイク		
			(越前团团積載1)		
			(越前3分団車)		

様式第1号

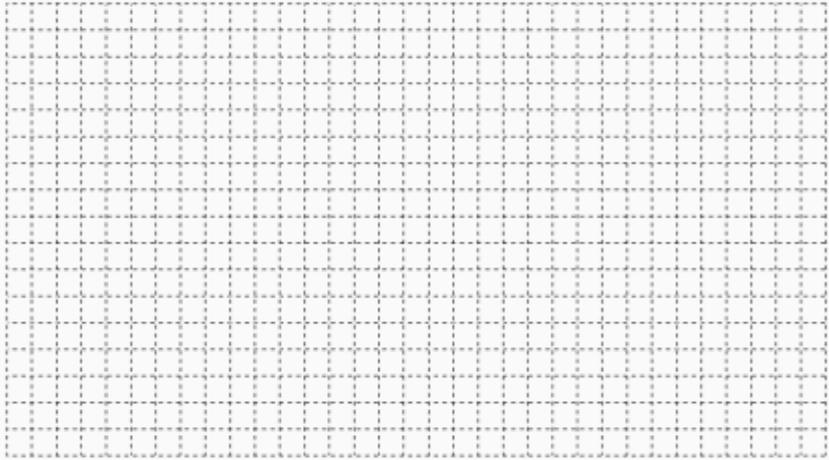
(令7消本訓令4・追加)

交通事故報告書

年 月 日報告

消防長	次長	安全運転管理者	副安全運転管理者	所属長	所属		
					報告者	㊟	
発生日時	年 月 日(曜日) 午前 時 分頃 午後 時 分頃 天候()						
発生場所							
事故種別	1 人身 2 物件	a 対歩行者・自転車 b 車両相互(正面衝突・出合頭衝突・側面衝突・追突・接触) c 車両単独(転倒・路外逸脱・駐車車両衝突・その他) d 踏切 e その他()					
届警察署	TEL 係官			処罰金等			
当 方			相 手 方				
運転者氏名	(歳)			氏 名	(歳)		
住 所	TEL			住 所	TEL		
所 属				動 務 先	名 称		
運 転 目 的 業 務 内 容				所 在 地	TEL		
同 乗 者				同 乗 者			
車 年 名 式	登録 番号			車 年 名 式	登録 番号		
免許証	番号 交付	年 月 日	種別	免許証	番号 交付	年 月 日 種別	
修理工場	名称				修理工場	名称	
	所在地	TEL			所在地	TEL	
損害程度	車 両	(万円位)				車 両	(万円位)
		負傷 程度				負傷 程度	
	人 身	病院	TEL			病院	TEL
	その他	(万円位)				その他	(万円位)

(その2)

道路状況	幅員	当方 相手方	m m	路面	コンクリート 砂利道	アスファルト その他()	凹凸あり 凹凸なし	乾燥 積雪	湿潤 氷結	交通量	混雑 普通	多い 閑散
	勾配	平たん・上り 坂・下り坂		直曲の別	直線・カーブ(右・左)・交差点				見通し	良い・悪い		
事故直前の速度	当方 相手方			km/h(制限速度)		km/h	責任度の推定	当方 相手方				
事故の原因および状況(見取図の説明)												
現場見取図(できるだけ詳しく記入のこと)												
当方車												
相手車												
二輪車												
発生前進路												
発生後進路												
信号												
一時停止												
方角												
報告者はこれより下の事項は、記入しないでください。								所見者				
事故発生に関する所見	原因および責任度											
	運転者状況	事故前の状況										
		運転歴		事故歴								
その他特記事項												
処置	再発防止策											
	運転者に対する処置											